平成31年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

| No | 27 | | | | | | <u>府 省</u> | 庁 名 | 経済産 | 業省 | |
|----------|---------|---|--|---|--|---|--|--|--|--|--|
| 対象 | 税目 | 個人住民税 | 法人住民税 | 事業税 | 不動産取得税 | 固定資産税 | 事業所税 | その他 | (|) | |
| | 望 目名 | 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長 | | | | | | | | | |
| 要望内容(概要) | | 燃料電 課税標 | 池自動車及び | 天然ガス | 必要とする制度 K自動車の燃料 C、2年間延長 | 等供給設備(| | | | | |
| 「関係 | 条文 | するた (水素 (対象 水素 天然 | 記池自動車に水 とめの設備で、 ま充てん設備に を設備) ま充てん設備(ま充てん設備(まガス充てん設 () 内は対象 | 新たに取っては (1億5,00 は備(4,00 となる記 | | に対する固定 る。 要件 | 資産税の認 | R税標準 | 額を最初 | の3年度分を2 | |
| | | | 規則附則第6 | | | | מיינו נוטואב | ייי נענא | XXX | | |
| | 収 2額 | [初年度] [改正増洞 | | (|) [平年 | 度] ▲ | 34. 5 | (▲106 | S.8) (単位: | 百万円) | |
| 要望 | 理由 | 月て で 汚車 で 表 ま あ 染と の ら 計 の ら 計 の ら 計 の の ら 計 の の の の の の の の の の の の の | 震災のない。 (出低田県では、大学の教も、 に出低田県では、大学の対公量公成する。) は、12年のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の | ネ 網ー 受別 リ 我 月 目 1 改 数 長 大 経 温 保 以 教 閣 標 に 日 に の ま と な ま ま が ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま | 生用燃料の多様では、 一世のでは、 | の推進のため 議決定が達定が達し、で、他 に求達、いる動社アで、 はおして、 は、 になるのでである。 は、 になるのでである。 になるのでである。 になるのでである。 になるのでである。 になるのでである。 になるのでである。 になるのでである。 になるのでである。 になるのでである。 になるのでである。 になるのでである。 になるのでは、 になるのでである。 になるのでである。 になるのでである。 になるのでである。 になるのでである。 になるのできるのである。 になるのである。 になるのでは、 になるのでである。 になるのではないできる。 になるのではないできる。 になるのではないできる。 になるのではないできる。 になるのできる。 になる。 | 、 C N G はいめます。 せこりと / / 標本 で はいめままい はい 現って 掲載 で で 表 市 はいめます。 東 2 で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 動 車 が の が の は は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に に は に に に に に に に に に に に に に | 普 に車料 S がで初水 5 また、料 おい B X いの 1 にの まま 天を るい 1 にの まま 天を ない 1 まま | 図ることが求め 主要なCO2 指 排車、どのでは まとり、「よので 下で 下で 下で 下で 下で 下で 下で 下で 下で 下で 下で 下で 下で | め、排るスセール割水ド万つ大ら、出大自ず、ギ合素マ台い型れ、源気動、 一を基ッ程て天 |
| | | ページ | | | | 27 | | | | | |

要望理由

2) 施策の必要性

エネルギーセキュリティの向上を図り、また、自動車からの排ガスによる大気汚染問題への対応、さらには地球温暖化対策に向けた政府目標を達成するためには、環境負荷の少ない次世代自動車の普及促進を図る必要があり、「エネルギー基本計画」(平成30年7月閣議決定)及び「未来投資戦略2018」(平成30年6月閣議決定)においても、次世代自動車の新車販売に占める割合を5~7割とすることを目指すこととされている。次世代自動車の普及に向けては、燃料等供給設備の整備を両輪で進めていく必要がある。

水素充てん設備(水素ステーション)については、「水素基本戦略」や「水素・燃料電池戦略ロードマップ」において、上記FCVの目標達成に向け、2020年度までに160箇所程度、2025年度までに320箇所程度を整備するとともに、2020年代後半までに水素ステーション事業の自立化を目指すこととしている。2018年2月には水素ステーションの戦略的整備を進めるための新会社「日本水素ステーションネットワーク合同会社(JHyM)」が設立され、第一期となる2018年度から2021年度の4年間で80箇所の水素ステーションの整備を目指している。政府としても新会社による整備を後押しすべく、規制改革、技術開発、水素ステーションの整備支援を三位一体で推進するなど、官民一体となって2020年代後半の自立化に向けて取り組んでいるところ。しかしながら、水素ステーションの整備費・運営費が未だ非常に高いことや、燃料電池自動車普及の黎明期においてはステーションの稼働率が低く、安定収益の裏付けがないこと等が水素ステーション整備の障害となっている。水素ステーションのコスト低減に向けては、規制見直しや技術開発を進めているが、成果が出るまでは一定の時間を要することから、水素供給設備を取得する者に対する税制上のインセンティブを設ける。これに加え、JHyMが2022年度以降の第二期に移行できるか否か(すなわち水素ステーションビジネスが自立化できるか否か)は第一期の成果に懸かっていることから、課税標準額を1/2に拡充することで、民間の投資負担を軽減し、水素ステーションの戦略的整備を強力に推し進め、第2期への円滑な移行を図る必要がある。

天然ガス充てん設備については、国土強靱化計画による国土強靱化アクションプラン2017において「輸送手段のエネルギーセキュリティ(C・LNG 車両の普及)にも効果的なレジリエンスステーション(仮称)の普及等に向け、天然ガスの利用を推進する」としている。今後、特に、大型天然ガストラックの普及が見込まれることから、大型トラックに対応した天然ガスステーションの整備を推進し、災害時の物資輸送の強靱化に取り組んでいるところ。しかしながら、天然ガスステーションの初期投資は多額で、整備当初においては大型天然ガストラックの利用率が低く、収支悪化が予想されることが当該ステーション整備の障害となっている。このように、燃料等供給設備を取得する者に対する税制上のインセンティブを設け、負担の軽減を図ることにより、燃料等供給インフラの整備を支援し、もって次世代自動車の普及を促進する必要がある。

本要望に 対応する 縮減案

なし

ページ 27-2

| | 政策体系におけ る政策目的の位 置付け | | 6. エネルギー・環境 | | | |
|-------------|---------------------------|--------------|--|--|--|--|
| | | | 6-4 環境 | | | |
| | | | | | | |
| | | | (エネルギー基本計画、水素基本戦略) | | | |
| | 政策の 達成目標 | | 〇次世代自動車について、2030 年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目指 | | | |
| | | | | | | |
| | | | │○次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動│ 車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等)の普及・拡大に当たっては、研究開発に加え、インフ | | | |
| | | | ー 章、ファーファイー ピルギ、ONG自動ギザがの自及 加スに当たっては、明光開光に加え、インフィーラ整備が不可欠である。 | | | |
| | | | 〇運輸部門については、自動車に係るエネルギーの消費量がその大部分を占めており、その省エ | | | |
| | | | ネルギー化が重要である。 | | | |
| | | | 〇2014 年から商業販売が始まった燃料電池自動車の導入を推進するため、燃料電池自動車の普 | | | |
| | | | 及に必須となる水素ステーションについて、規制見直しや導入支援等の整備支援によって、2020 年 | | | |
| | | | 度内に160箇所程度、2025年度内に320箇所程度を整備するとともに、2020年代後半までに水素ス | | | |
| 合 理 性 | | | テーション事業の自立化を目指す。また天然ガス充てん設備については大型天然ガストラックによる全国物流ネットワーク化を可能にするため、利便性が良く、災害時の物資輸送も考慮した箇所(例 | | | |
| 褈 | | | る主国物流ペクトノーグにど可能にするため、利便性が良い、災害時の物質輸送も考慮した固所(例 えばトラックターミナルや高速道路IC付近)に集約して整備する。 | | | |
| | | 税負担軽減措 | 平成33年3月31日まで2年間の延長 | | | |
| | | 置等の適用又 | 一次 60 年 6 月 61 日本 C 2 中間の建設 | | | |
| | | は延長期間 | | | | |
| | | 757224731113 | ○運輸部門については、自動車に係るエネルギーの消費量がその大部分を占めており、その省エ | | | |
| | | 同上の期間中 | ネルギー化が重要である。 | | | |
| | | の達成目標 | 〇水素ステーションについて、2020 年度までに 160 箇所、2025 年度までに 320 箇所の整備を目標と | | | |
| | | | し、2020 年代後半までに水素ステーション事業の自立化を目指す。 | | | |
| | | | 〇新車販売(乗用車)に占める次世代自動車の割合の推移は、平成23年度16%、平成24年度 | | | |
| | | | 21%、平成 25 年度 23%、平成 26 年度 24%、平成 27 年度 27%、平成 28 年度 36%、平成 29 | | | |
| | | 策目標の | 年度37%(軽自動車と登録車を合わせた割合)。 〇燃料等供給設備の設置数は平成29年度で344基に上っているものの、「エネルギー基本計画」 | | | |
| | 達成状況 | | における2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割という目標達成の | | | |
| | | | ためには、本特例措置の延長が必要。 | | | |
| | 要望の措置の 適用見込み | | ○平成 31 年度:水素充てん設備: 24 基、天然ガス充てん設備: 5 基 | | | |
| | | | 〇平成 32 年度: 水素充てん設備: 24 基、天然ガス充てん設備: 5 基 | | | |
| 有 | | | ※事業者、業界団体等へのヒアリング結果等から試算。 | | | |
| 効 | 要 | 望の措置の | 〇燃料等供給設備の設置者に対して維持費用の負担軽減を図ることにより、設置数の拡大によ | | | |
| 性 | 対果見込み (手段としての 有効性) | | るインフラの整備、これに伴う燃料電池自動車天然ガス自動車及び電気自動車といった次世 | | | |
| | | | 代自動車の普及を図ることができる。 | | | |
| | | | 〇この結果、大気汚染対策、CO2 排出量の抑制等を推し進めることができる。 | | | |
| | 当該要望項目 | | なし | | | |
| | 以外の税制上の 支援措置 | | | | | |
| | | | | | | |
| 相 | 予算上の措置等 の要求内容 及び金額 | | 〇水素充てん設備については、平成25年度より「水素供給設備整備事業費補助金」として、水 | | | |
| 当 | | | 素充てん設備を整備する者に対し、整備費用の一部を補助する事業を開始。予算額は平成25 | | | |
| 性 | | | 年度当初予算 45.9 億円、平成 26 年度当初予算 72 億円、平成 26 年度補正予算 95.9 億円、平 成 28 年度当初予算 62.0 億円、平成 29 年度 45.0 億円、平成 30 年度 56.0 億円。 | | | |
| | | | ○また、天然ガス充填設備については、平成 29 年度より「天然ガスの環境調和等に資する利用促 | | | |
| | | | 進事業費補助金」として、天然ガス充填設備の機能維持強化を行う事業者に対して、事業費の一部 | | | |
| | | | を補助する事業を開始。予算額は平成29年度8億円、平成30年度12.5億円。 | | | |
| | 1 | | ページ 27-3 | | | |
| | | | | | | |

| 相当性 | 上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係 | 〇燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車は従来車に比べ高額であることからも短時間での普及は困難であり、燃料等供給設備の設置する者においては、設置当初の稼働率が低いことが予想されることから当面収益性がない。本特例措置により、燃料等供給設備の設置者の維持費用を軽減し、燃料等供給設備を設置する者に対してインセンティブが働くことになる。燃料等供給設備の設置は燃料電池自動車天然ガス自動車及び電気自動車といった次世代自動車の普及促進を図るうえで前提となる社会インフラの整備であり、政策的な支援が必要不可欠。 | | | | | |
|--|---------------------------------|---|--|--|--|--|--|
| | 要望の措置の 妥当性 | 〇燃料等供給設備は燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車を使用する際に必要不可欠な社会インフラであり、設備を取得する全ての者を対象とする税制上の措置を設けることは公平な支援措置と考える。また、2014 年から燃料電池自動車における商業販売が開始されており、既に約2,500台が普及しているが、今後更なる普及が予想される。天然ガス自動車においては、今後普及が見込まれる大型CNGトラックについて、2016年にメーカー車が市場投入され、その後車型追加もされており、今後、次世代自動車の普及が進むと見込まれていることから、引き続き措置が必要。 | | | | | |
| 税負担軽減措置等の 適用実績 | | 燃料等供給設備数は以下のとおり。 (25 年度) (26 年度) (27 年度) (28 年度) (29 年度) 18 箇所 11 箇所 13 箇所 45 箇所 68 箇所 | | | | | |
| 「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績 | | 適用総額の種類:課税標準(固定資産の価格) 適用実績: (25 年度) (26 年度) (27 年度) (28 年度) 269, 789 千円 234, 063 千円 101, 368 千円 1, 094, 682 千円 | | | | | |
| 税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性) | | ○対象となる燃料等供給設備の設置数は、平成29年度344件に上っている。 ○新車販売(乗用車)に占める次世代自動車の割合の推移は、平成23年度16%であったが、平成29年度には37%まで増加。 ○全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況は、平成28年度において二酸化窒素:99.7%、浮遊粒子状物質:100%と全体的に改善傾向にあり、各種施策の成果が着実に現れている。 | | | | | |
| 前回要望時の 達成目標 | | (エネルギー基本計画) 〇運輸部門については、自動車に係るエネルギーの消費量がその大部分を占めており、その省エネルギー化が重要である。 〇モビリティにおける水素利用の中核となる燃料電池自動車(FCV)と水素ステーションについては、取組の両輪として進めていくことが重要である。具体的には、2025年までに320箇所の水素ステーションを整備し、2020年代後半までに水素ステーションビジネスの自立化を目指すとともに、FCVについては2025年までに20万台程度、2030年までに80万台程度の普及を目指す。 | | | | | |
| 前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由 | | 水素ステーションについては、2018 年4月末時点で、100 箇所の水素ステーションの整備が完了している。2020 年度内に 160 箇所程度の水素ステーションの整備目標を達成すべく、水素ステーション整備新会社を中心に戦略的に整備を進めていくとともに、政府としても平成 30 年度当初予算の適切な執行による整備支援などに取り組むこととしている。 | | | | | |
| | | ページ 27-4 | | | | | |

| | 平成9年度 | 度 創設 |
|-----------|-------------------------|--|
| | ・平成 11 年 | 度延長 |
| | ・平成 13 年 | 度延長 |
| | • 平成 15 年 | 度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充 |
| | • 平成 17 年 | 度延長 |
| | • 平成 19 年 | 度延長 |
| | • 平成 21 年 | 度 一部見直し(充電設備の取得価額要件を 2,000 万円以上から 300 万円以上に引 |
| これまでの要望経緯 | | き下げ)のうえで延長・拡充 |
| | ・平成 23 年 | 度 電気充電設備を対象から除外 |
| | • 平成 25 年 | 度 一部見直し(水素充てん設備の取得価額要件を2,000万円から1億5,000万円 |
| | | に引き上げ)のうえで延長 |
| | • 平成 27 年 | 度 一部見直し (天然ガス充てん設備の取得価額要件を 2,000 万円から 4,000 万円 |
| | | に引き上げ)のうえで延長 |
| | ・平成 29 年 | 度 一部見直し(対象となる設備要件に政府の補助を受けて取得したことを追加) |
| | | の上で延長 |
| | ページ | 27-5 |
| | | |